平成２５年（フ）第３４１６号
東京都足立区足立４丁目３－１－1103
債務者　曽根崎由香（旧姓吉村）
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３４１７号
埼玉県入間市東町２丁目２－13－302
債務者　関澤　明子
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３４１８号
東京都江東区亀戸７丁目９－16－503
債務者　藤崎由美子
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３４１９号
東京都練馬区桜台３丁目32－１－301
債務者　安保美香里
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３４２４号
東京都杉並区今川３丁目７－２　トップ西荻窪第４－401
債務者　小林　秀喜
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３４２５号
東京都中野区江古田４丁目５－13－201
債務者　大内　　豊
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３９２号
横浜市金沢区高舟台２丁目15番11号　浜屋テラス１号室
債務者　大橋　将弘
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０号
熊本県球磨郡錦町大字西851番地
債務者　江崎　健一
1　決定年月日時　平成25年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月７日午前11時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２５年（フ）第１２２号
静岡県袋井市山科2760番地の１、前住所静岡県磐田市千手堂1028番地　アメーヌメゾンＳ－107号室
債務者　野末　里穂
1　決定年月日時　平成25年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月７日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第３０６９号
東京都町田市成瀬2642－４　スカイガーデンＥＡＳＴ203
債務者　千葉　祐太
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３０７０号
東京都武蔵野市境南町４丁目３－16　青蘭荘１
債務者　樋之口龍矢
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３２５２号
埼玉県朝霞市仲町２丁目３－27－203
債務者　田口　栄吉
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３２６３号
東京都新宿区大京町27－505
債務者　渡部　　昭
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３２６４号
埼玉県新座市野火止４丁目４－７　ロイヤルシティーＮＩＩＺＡ・Ｂ棟102
債務者　本田　千秋
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２４４号
大阪府吹田市長野東10番25－508号
債務者　望月千賀子
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部